

建設工事入札参加者各位

和 光 市 長

### 建設業退職金共済証紙購入状況及び貼付状況の確認について（通知）

建設業退職金共済制度は、短期間に複数の事業主の間を移動しながら働く建設労働者のための退職金制度です。これらの建設労働者の福祉を増進するため、この制度の促進を図っているところですが、この制度の履行を確保するため、建設請負契約に際し、次の要領で建設業退職金共済証紙購入状況及び貼付状況を確認することとしたので通知します。

#### 1 共済証紙購入の確認方法

- (1) 1件あたりの請負金額が600万円以上の工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）は、建設業退職金共済制度の発注用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「報告書」という。）を提出し、確認を受けること。
- (2) 工事の一部を下請業者（二次以下の下請業者を含む。以下同じ）に施行させ、当該下請業者が共済用紙を購入した場合には、その収納書も同時に貼付け確認を受けること。

#### 2 報告書の提出時期

- (1) 報告書は工事請負契約締結後1ヶ月以内に発注機関へ提出すること。

ただし、工事契約当初は工場制作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者（以下「対象労働者」という。）を雇用しない等の理由があり、あらかじめ期限内に建設業退職金共済証紙購入状況報告書の遅延理由申出書を提出したときにはこの限りでない。

#### 3 共済証紙の適正購入

- (1) 建設業退職金共済事業本部の「共済証紙購入の考え方

(<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html#kangaekata>)等を参考に、適正な購入に努めること。

- (2) 掛金領収書の貼付がないかまたは共済証紙の購入額が不足した場合は、掛金領収書の貼付がないかまたは共済証紙の購入額が不足した場合の理由欄（以下「理由欄」という。）に、その理由（例：短期雇用者を使用せず、自らの従業員を使用し、その従業員が何らかの退職金制度を有している等）を記入すること。

なお、何らかの退職金制度を有している場合は、その名称、契約番号も理由欄に記載すること。

#### 4 共済証紙貼付状況の確認

(1)報告書を提出した受注者は、当該受注工事における自らが雇用した対象労働者及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（以下「貼付実績報告書」という。）により発注機関へ提出し、確認を受けること。

(2)受注者は、共済証紙の貼付実績が購入実績を下回っている場合には、その理由を貼付実績報告書に記載すること。

#### 5 指導

(1)工事の一部を下請業者に施工させる場合には、次のことに配慮するものとする。

①下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済証紙の購入、貼付の促進に努めるものとする。

②下請業者に対し共済証紙を現物交付し又は掛金相当額を下請代金へ算入するものとする。

③下請業者の規模が小さく、建設業退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めるものとする。

④下請契約の締結に際し、共済証紙の掛金相当額を下請代金へ算入した場合においては、下請業者の施工した工事完了後に、下請業者が雇用した対象労働者の共済手帳への証紙貼付状況を貼付実績報告書により報告させるものとする。

⑤③により共済証紙の購入に係る事務を下請業者から受託した場合においては、自らが雇用する対象労働者について必要となる共済証紙及び当該受託に係る下請業者（当該受託に係る下請業者が二次以下の下請業者の共済証紙購入に係る事務を受託した場合は、当該二次以下の下請業者を含む。以下「受託に係る下請業者」という。）が雇用する対象労働者について必要となる共済証紙を一括して購入するものとする。

⑥③により証紙の購入に係る事務を下請業者から受託した場合においては、受託に係る下請業者に対し、その雇用する対象労働者数及びその延べ就労日数を報告させ、当該報告に基づき必要となる共済証紙を現物により交付するものとする。

⑦③により証紙の購入に係る事務を下請業者から受託した場合においては、受託に係る下請業者に対し、受託に係る下請業者の施工した工事完了後に、受託に係る下請業者が雇用した対象労働者の共済手帳への証紙貼付状況を貼付実績報告書により報告させるものとする。

(2)600万円未満の工事についても受注業者が共済証紙の購入に努めるよう指導するものとする。

(3)工事に従事する労働者については、賃金を支払うつど、雇用日数に応じた共済証紙を共済手帳に貼付するものとする。また、労働者の便宜を図るため、工事現場事務所での

貼付に努めるものとする。

(4)共済証紙の受け払いを明確にするために、共済証紙受払簿及び共済手帳受払簿を備えるものとする。

(5)共同企業体（JV）で工事を請け負った場合の共済証紙の購入は、原則として各構成員の事業所がそれぞれの工事分担比率に応じて共済証紙を購入するものとする。

## 6 指導

受注業者は、600万円未満の工事についても証紙の購入に努めること。

## 7 その他

提出先は総務部財政課とする。

平成 年 月 日

和 光 市 長 宛

所 在 地

商 号

代表者名

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工 事 名			
契約年月日	平成 年 月 日	請負金額	円
共済証紙購入 の考え方から でた参考額	土木一式工事	$\frac{\quad}{1,000} \times$	対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%)
	請 負 金 額	1,000	70%
	その他工事	$\frac{\quad}{1,000} \times$	対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%)
	請 負 金 額	1,000	70%
共済証紙購入額	円		
[掛金収納書の貼付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由]			
の り し ろ	掛金収納書 ( ) 貼付		

平成 年 月 日

和 光 市 長 宛

所 在 地

商 号

代表者名

⑩

建設業退職金共済証紙購入状況報告書の理由書

工事に する共済証紙に しましては、契約 月 に購入し報告する とがで  
ま 。

ましては、工事 成 までの かに 者 掛金収納書を貼付した建設業退  
職金共済証紙購入状況報告書を します。

工 事 名	
契約年月日	平成 年 月 日
共 済 証 紙 購入	平成 年 月 日
[共済証紙を購入し ない理由]	

平成 年 月 日

和 光 市 長 宛

所 在 地

商 号

代表者名

⑩

建設業退職金共済証紙貼付 報告書

工 事 名				
工事場所	和光市			請 負
工事	平成 年 月 日	平成 年 月 日		請 請
貼付	年 月	対象者 ( )	貼付 ( )	貼付 ( 日 で )
	平成 年 月			
	月			
	月			
	7月			
	月			
	月			
	0月			
	月			
	月			
	平成 年 月			
	月			
	月			
	合			
共済証紙 貼付不足 の理由				